

SF商法って？

「景品をプレゼントします」と言って人を集め、締め切った会場で日用品を次々と無料で配り、雰囲気盛り上げて興奮状態にして、最終的に高額な商品売りつける商法で、催眠商法とも言います。

<事例>

昨日、自宅付近で「通信販売の会社をしている、会社の説明をしたいので聞きに来てほしい」と整理券と日用品を渡され、ご近所宅に集まるように言われた。ご近所宅の一室に行くと、そこでもまた日用品が配られ、「欲しい人は早いもの勝ち」と次々と手を挙げさせられ興奮状態になった。最後に「身体が温まり、血液がさらさらになる健康ベルト、今日だけ25万円！！」との掛け声に思わず手を挙げてしまった。代金は半分支払い、商品は持ち帰った。

<対応>

このケースは個人宅を借りた販売で、販売のための固定的施設を有しておらず、「店舗に類する場所」とはいえない。このため訪問販売に該当し、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフできる。クーリング・オフするにはハガキを簡易書留か特定記録郵便で送り、コピーは保管しておく。クーリング・オフをすると受け取った商品は返し、支払った代金は返金される。

ひとことアドバイス

- ・ 「格安」「無料」と誘われても、安易に会場に行かないことです。
- ・ 契約してしまっても、今回のようにクーリング・オフできるケースもありますので、できるだけ早く消費生活相談窓口にご相談ください。